

平成30年7月豪雨災害における住宅応急修理実施要領

(2018年(平成30年)7月19日策定)
福山市建設局建築部建築指導課

災害救助法(以下「法」という。)では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、平成30年7月豪雨災害における、法に基づく住宅の応急修理の取扱について定めるものである。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者(世帯)

①半壊の被害を受けたこと。

当該災害により半壊の住家被害を受けたこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、この限りではない。

②応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者(世帯)が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが、見込まれること。

③応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと。

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅や民間賃貸住宅の借上げを利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められないこと。

(2) 資力等の要件

災害のため住家が半壊し、自らの資力では応急修理することができない者を対象とし、資力の有無については、申出書(様式第2号)により、客観的に判断する。

2 住宅の応急修理の実施

(1) 応急修理の範囲

対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。

なお、緊急度の優先順位は、おおむね次のとおりとする。

①屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理

②ドア、窓等の開口部の応急修理

③上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理

④衛生設備の応急修理

(2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。(詳細は、別記1「応急修理にかかる工事例」のとおり)

①当該災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

②内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や壁の修理と合わせて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解されるが、壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として、また、壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

- ③修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。
- ④家電製品は対象外である。

3 基準額等

- (1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯当たりの限度額は次のとおりとする。
1世帯当たり 584千円以内
- (2) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。
- (3) 住宅の応急修理の費用は、修理箇所毎に算出し、その合計額が限度額の範囲内とする。(ただし、合計額が限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。)
- (4) 借家の取扱
借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行わず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所を失う場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

4 手続の流れ(別記2「住宅応急修理事務手続フロー」のとおり)

- (1) 広島県が、応急修理(全体の手続の流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等)について、業者に周知する。
- (2) 広島県が応急修理を行う業者のリストを参考として本市に提示し、本市が次に掲げる業者の指定を行う。指定された業者(以下「指定業者」という。)リストは、本市が追加削除等の管理を行う。
 - ① 広島県指定業者
 - ② 福山市建設工事入札参加資格認定業者
 - ③ その他市長が認める業者
- (3) 本市は、被災者に対する住宅の相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。
- (4) 希望する被災者は、本市の窓口に住宅の応急修理申込書(様式第1号)及び申出書(様式第2号)を提出し、要件審査を受ける。本市は、必要に応じて該当者への指定業者の斡旋や修理見積書等工事に必要な用紙を提供する。指定業者の選定における優先順位は、(2)①②の番号順とする。
- (5) 被災者は、指定業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書(様式第3号)の作成依頼を行う。
- (6) 指定業者は、住宅の応急修理の対象となる修理予定箇所と費用を記載した修理見積書を被災者に提出する。指定業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有するものとする。

(7) 被災者又は指定業者は、修理見積書を本市窓口へ提出する。本市は、修理見積書の内容を確認の上、修理依頼書（様式第4号）を交付する。

(8) 指定業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。

(9) 指定業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、本市に工事完了報告書（様式第5号）を提出し、合わせて応急修理に要した費用を本市に請求する。本市は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯当たりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

※修理件数が著しく多数となり、事務処理作業に長時間を要することによる事務の停滞が予想される場合は、本市の判断により（4）～（9）について、以下の取扱いとすることができるものとする。

(4) 希望する被災者は、本市の窓口へ住宅の応急修理申込書（様式第1号）及び申出書（様式第2号）を提出し、要件審査を受ける。本市は、必要に応じて該当者への指定業者の斡旋や修理見積書等工事に必要な用紙と修理依頼書（様式第4号）を交付する。指定業者の選定における優先順位は、（2）①②③の番号順とする。

(5) 被災者は、指定業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書（様式第3号）の作成依頼を行うとともに、修理依頼書を渡す。

(6) 被災者又は指定業者は、修理見積書を本市窓口へ提出する。指定業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有するものとする。

(7) 指定業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、本市に工事完了報告書（様式第5号）を提出し、合わせて応急修理に要した費用を本市に請求する。本市は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯当たりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

応急修理にかかる工事例

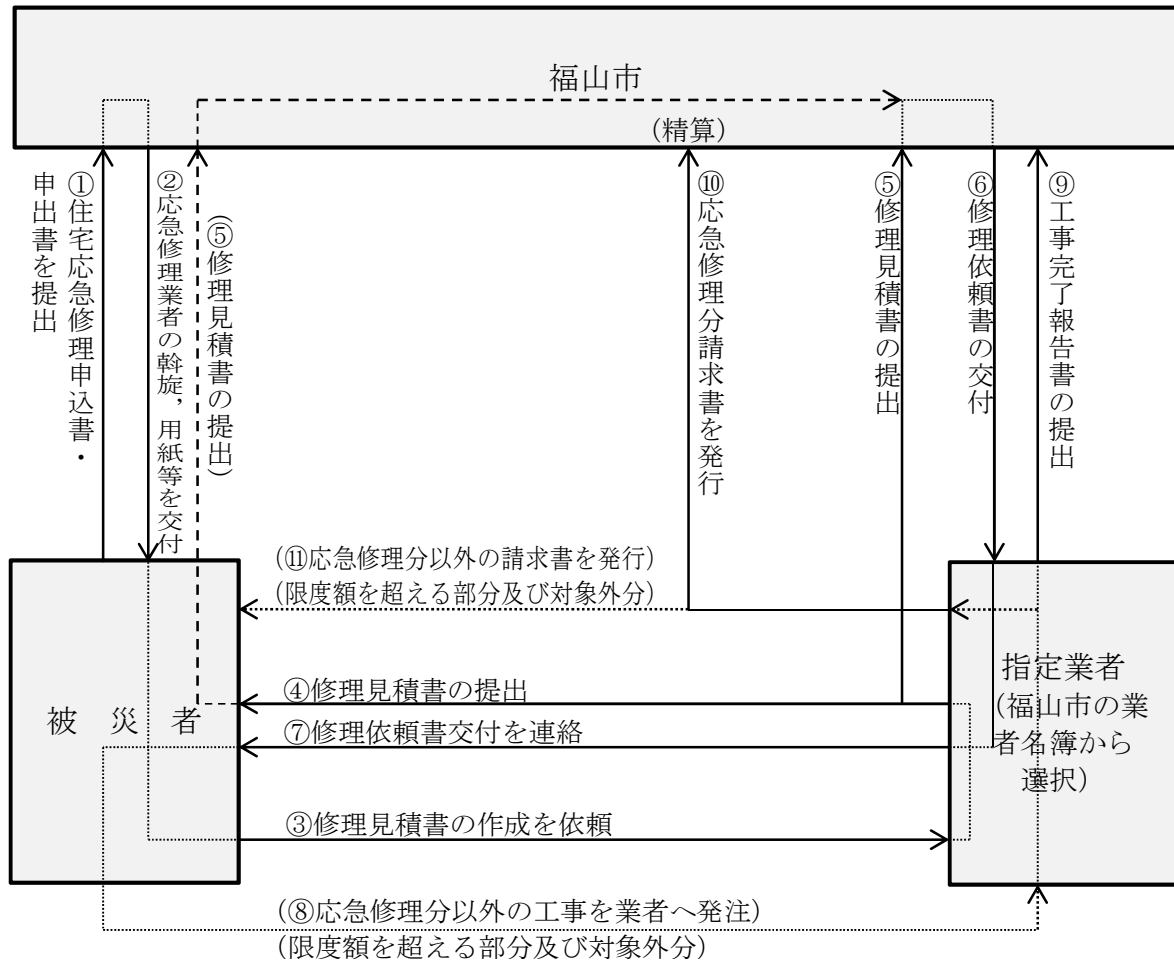
1 典型的な応急修理の工事例

- ①壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。）
- ②傾いた柱の家起こし（筋交の取替，耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。）
- ③破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④壊れた床の補修（床の補修と合わせて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。ただし，一戸当たり 6 畳を限度とする。）
- ⑤壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には，当該壁の部分に限り対象とする。）
- ⑥壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には，鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦壊れた戸，窓の補修（破損したガラス，カギの取替を含む。）
- ⑧壊れた給排気設備の取替
- ⑨上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管理め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。）
- ⑩電気，ガス，電話等の配管の配線の補修（スイッチ，コンセント，ブラケット，ガス栓，ジャックを含む。）
- ⑪壊れた便器，浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが，洗浄機能の付加された部分含まない。設備の取替と合わせて行わざるを得ない最小限の床，壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方

- ①当該災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - 例 ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取替（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
 - 割れたガラスの取替（取替えるガラスはペアガラスでも可）
 - ×壊れていない便器の取替
 - ×古くなった壁紙の貼替
 - ×古くなった屋根葺き材の取替
- ②内装に関するものは原則として対象外であるが，床や壁の修理と合わせて畳等や壁紙の補修が行われる場合については，以下の取扱とする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には，1 戸当たり 6 畳相当を限度として対象とする。
 - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には，当該壁の部分に限り対象とする。
 - 例 ×壊れた石膏ボードのみの取り替え
 - ×畳や壁紙のみの補修
- ③修理の方法は代替措置でも可とする。
 - 例 ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④家電製品は対象外である。

住宅の応急修理 事務手続きフロー



- ※1 ⑤修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
- ※2 ⑨工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
- ※3 市の判断により、「②指定業者の斡旋」の段階で「⑥修理依頼書を交付」し、後日、「⑤被災者又は指定業者が修理見積書を市窓口に提出」とすることもできる。